

会議名称	平成14年度第3回 情報公開・個人情報保護審議会会議録		
日時	平成14年10月25日(金) 14時～16時15分		
場所	杉並区役所 職員能力開発センター 5階 会議室		
出席者	委員	江藤会長 佐藤委員 高橋(一)委員 高橋(博)委員 長津委員 花柳委員 平田委員 古谷委員 本橋委員 門脇委員 佐々木委員 富本委員 鈴木委員 西村委員 樋口委員 青山委員 小幡委員 茶谷委員	
	実施機関	平和生活道路整備課長 増井児童課長 井山高齢者在宅サービス課長 土佐国民健康保険課長 大藤地域課長 根本総務課長 森区民生活部副参事 吉原保健予防課主任主事 荒井住宅課長	
	事務局	納富区長室長 小林行政管理担当部長 [IT推進課] 玉山課長 山根主査 [情報システム課] 中村課長 藤本管理担当係長 静主査 小林開発担当係長 丸山開発担当係長 [総務課] 牧島副参事 山本情報公開係長 増田主事	
傍聴者	なし		
配付資料	事前	・平成14年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・平成14年度第3回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問 ・平成14年度第3回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問関係資料	
	当日	住基ネットに関する経過報告資料	
次第	1	平成14年度第2回会議録の確定	
	2	諮問・報告事項	
		狭あい道路協議書等の管理・検索システムに記録する個人情報項目について	諮問 19
		狭あい道路拡幅整備事業に関する業務の外部委託(変更)について	諮問 20
		児童手当システムに記録する個人情報項目について	諮問 21
		老人福祉システムに記録する個人情報項目について	諮問 22
		老人保健受給者・高額医療費処理に関する業務の外部委託について	諮問 23
		国民健康保険システムについて	諮問 24
		国民健康保険医療給付業務登録について(登録の修正)	報告 15

	公共施設予約システムに記録する個人情報項目について	諮問 25
	公共施設予約業務登録について（新規登録）	報告 16
	総合文書管理システムに記録する個人情報項目について	諮問 26
	外部監査に関する業務登録について（新規登録）	報告 17
	SOHO 施設の開設及び運営業務登録について（新規登録）	報告 18
	杉並アニメ匠塾業務登録について（新規登録）	報告 19
	特殊疾病医療費助成業務登録について（登録の修正）	報告 20
	区営・区民住宅の管理に関する業務登録について（登録の修正）	報告 21
内 容	1 平成 14 年度第 2 回会議録の確定	
	2 狭あい道路協議書等の管理・検索システムに記録する個人情報項目について	答 申
	3 狭あい道路拡幅整備事業に関する業務の外部委託（変更）について	答 申
	4 児童手当システムに記録する個人情報項目について	答 申
	5 老人福祉システムに記録する個人情報項目について	答 申
	6 老人保健受給者・高額医療費処理に関する業務の外部委託について	答 申
	7 国民健康保険システムについて	答 申
	8 国民健康保険医療給付業務登録について（登録の修正）	了 承
	9 公共施設予約システムに記録する個人情報項目について	答 申
	10 公共施設予約業務登録について（新規登録）	了 承
	11 総合文書管理システムに記録する個人情報項目について	答 申
	12 外部監査に関する業務登録について（新規登録）	了 承
	13 SOHO 施設の開設及び運営業務登録について（新規登録）	了 承
	14 杉並アニメ匠塾業務登録について（新規登録）	了 承
	15 特殊疾病医療費助成業務登録について（登録の修正）	了 承
	16 区営・区民住宅の管理に関する業務登録について（登録の修正）	了 承

開 会	
会 長	開会のあいさつ
区 長 室 長	欠席委員の紹介
会 長	最初に平成14年度第2回の会議録の確定をします。訂正・ご意見があれば挙手を願います。
区長室副参事	訂正箇所及び修正内容陳述
諮問・報告事項説明	
会 長	以上、ごさいませんようですので、確定ということにいたします。諮問事項の審議に入りたいと思います。
区 長 室 長	諮問事項の朗読
会長に諮問書の提出	
諮問事項説明	
諮問第19号・諮問第20号・諮問第21号	
会 長	初めに、諮問第19号から諮問第21号を一括して事務局から説明をお願いいたします。
情報システム 課長	諮問第19号について説明
区長室副参事	諮問第20号について説明
情報システム 課長	諮問第21号について説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問・ご意見等はございますか。
委 員	諮問第19・20号に関係するのですが、「抵当権の有無」から「抵当権の状況」になるということは、抵当権のあるなしだけでなく、他に何かありますか。
区長室副参事	抵当権者の氏名・住所をこちらの項目に入れるということで、「抵当権の状況」と変えさせていただきました。
委 員	金額とかは。
区長室副参事	抵当権の金額はございません。
委 員	抵当権というのは根抵当も含まれるのでしょうか。
区長室副参事	含まれます。
委 員	これは要するに拡幅した後のものを入れるということになるのですか。
区長室副参事	これは、両方になります。申請の事前と、申請の終わった後の図面ということです。
委 員	申請前に官民査定が終わっていて、どのくらい後退するのだということはずでにデータとして入っているということになるのですか。
生活道路整備 課長	そうとは限りません。官民査定で必ず2項道路の場合は、昭和25年当時の幅員の中心線からということになりますので、官民査定イコール2項道路の幅員とはなりません。一致するものもあれば、一致しないものもあります。また官民査定が終了していない道路もあります。
委 員	それもデータ化しておくということなのですか。

生活道路整備 課長	申請に係る原資料をデータとしておいて、隣接している土地の場合に異なった判断をするというふうにはいきませんので、同じ判断で中心線を決定していくという意味で、過去のデータが重要な要素になってきます。
委 員	もうひとつ、母親に対する父親からの児童手当で、母親の方が収入が多くて父親の方に入れるときには、データとしては入れないということになるのでしょうか。
児童課長	児童扶養手当は母子家庭に対しての手当の支給になっています。したがって、児童を監護しているのは母親が中心ですが、母親以外の、例えば母親のお母さんなどが監護している場合もあります。そのような場合には母親についてだけこれを適用するという考えになっています。その理由ですが、なぜ母親だけかということ、例えば離婚をしても母親と父親というのは第一義的に子どもを扶養する義務があります。したがって、父親は養育費を送る等々の義務的なものがあるわけで、逆に母親はそれを要求する努力をしなくてはいけないという義務があることから、母親に限って養育費を所得に組み入れたと、こういう考えが国の考えです。
委 員	これは母親と父親のどちらの方が申告するのでしょうか。もう1つは、養育費は全額所得になるのでしょうか。
児童課長	申告は受給権者である母親です。それから全額ということについては、国の考えでは80%となっています。
委 員	諮問第19号に関連してですが、セキュリティ対策のお話はなかったのですが、その辺についてはどう考えているのでしょうか。パソコンを使って協議書等を管理されることについて、内容が非常に多いのでセキュリティの問題も重要だと思うのです。
情報システム 課長	杉並区ではセキュリティ対策基準を3年前につくりまして、小型の電子計算組織については、そちらのほうでデータ、あるいはパソコン等も含めて管理をしていくという形になります。
委 員	ID・パスワードは通常、課一本でやる場合と、職員一人ひとりが持つ場合とあるようですが、こちらはどちらのタイプになるのでしょうか。
情報システム 課長	このシステムに限ってのご質問でしょうか
委 員	このシステムに限ってです。
生活道路整備 課長	SWITCHパソコンですから個人です。
委 員	目的外利用で見たことが問題となり、後で責任を追及しようとしたときに、課一本であったから目的外利用をした職員を特定できなかったというケースが、つい最近起きています。ですから、これからは個人個人の職員が責任を持って処理をしなければいけないということになると、傾向としてはID・パスワードは個人で持たなければいけないということがありまして、いまの質問を申し上げました。

情報システム課長	このシステムについては、いま現在、杉並区の庁舎に配備している「グループウェア」を使って行ってまいりますので、個人単位でID・パスワードを入力して個人を特定していく、アクセス権に制限をかけていくという形になります。
会 長	他にございますか。それでは諮問第19号から諮問第21号は決定いたします。 次に諮問第22号から諮問第24号、それから報告第15号を一括して事務局のほうから説明をお願いいたします。
諮問第22号・諮問第23号・諮問第24号・報告第15号	
情報システム課長	諮問第22号について説明。
区長室副参事	諮問第23号について説明。
情報システム課長	諮問第24号について説明。
区長室副参事	報告第15号について説明。
会 長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見等はございますか。
委 員	諮問第22号で、 のところで、「資格・給付管理の記録項目の変更があった場合は追加付議いたします」というのは、具体的にはどういうことなのでしょう。
高齢者在宅サービス課長	国のいろいろな政令が大きく変わって、今回追加した部分も8月末ぐらいに最終的に決着をして、今回お諮りする内容となりました。そういった関係で、今後、国等でまた新たな制度の変更がある場合にはそれに伴って出すということにして、いまのところは未定です。また、今回の諮問の老人福祉システムではありませんが、東京都の「マル福」制度があります。これについては、さらに遅れて9月30日に東京都議会が議決をしまして、10月1日にすぐ実施ということになりましたので、改めてこの部分等の関係について整合性が必要な場合には、必要に応じて追加付議をする予定です。
委 員	お年寄りの方は、国保のほうで審査して、整理した内容、それに従って高額医療費の申請をするのでしょうか。それから個々のレセプトというのは3カ月くらいかかりますが、それが終わって申請をして、その後精算されるまでに、どのくらいの日数が必要になってくるのでしょうか。

高齢者在宅サービス課長	<p>国民健康保険と、基本的には制度の流れは同じなので、70歳以上の方の老人医療のほうで説明いたしますと、まず1点目は高額療養費のご質問ですが、委員のご指摘のとおり、まず診療月が終わった後、医療機関から国民健康保険連合会のほうに請求が来て、そこで処理をした後、初めてそこで高額療養費が発生します。ご指摘のとおり、少なくとも2カ月プラス事務処理期間ということで、概ね3カ月程度は医療対象者の方にご通知が行くまでにかかると思います。</p> <p>ただし、現在、準備している内容としては、実際に給付を受ける方に、こちらのほうで処理をしまして、該当いたしますという形で個別にご連絡をして、お客様自らが窓口に行らなくても、基本的には郵便等で手続が取れるような体制を進めています。レセプトの精算については、少なくとも月末から2カ月プラス事務処理に要する時間だけはどうしてもかかるかと考えています。</p>
会 長	他にございますか。
委 員	「前期高齢者」となっていますが、75歳以上の高齢者というのは後期高齢者ということになるのですか。
高齢者在宅サービス課長	<p>非常にわかりにくい法改正で、老人医療につきましては、本則は75歳からとなりました。ところが、9月30日までに既に70歳になられている方につきましては、5年間の経過措置で、75歳になるまでは在宅サービスの老人医療の制度でいきます。10月1日以降に70歳になられる方は、国保、共済、健康保険等、その方の加入した医療保険の適用を受けていただき、75歳に達した時点で老人医療の適用を受けます。そうしますと、70歳から75歳の方は前期高齢者ということで、5年間の間に徐々にそれぞれの保険の形態の中で、それぞれの保険者の中の一形態という形で、5年間の経過措置をスライドしていくということになり、5年間は2段階の形が生じることになります。</p>
委 員	別に後期というのではないわけですね。
高齢者在宅サービス課長	ということで74歳までの方は、一定の考えとして前期高齢者というふうに今回は区分しています。
会 長	<p>他にございませんか。なければ諮問第22号から諮問第24号まで決定といたします。それから報告第15号については報告を受けたということにさせていただきます。</p> <p>次に諮問第25号及び報告第16号についてお願いいたします。</p>
諮問第25号・報告第16号	
IT推進課長	諮問第25号について説明。
区長室副参事	報告第15号について説明。
会 長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見等はございますか。
委 員	諮問第25号について、個人情報項目の10番目にある「申請者のパスワード」というのは、必要なのですか。

I T推進課長	システムの、ある特定の人が申し込んで、抽選になって使用料等を払っていただくのですが、本人であるかどうかを機械側から確認しなければいけません。本人と機械側、双方が持っているパスワードを照合して初めて、間違いなく申請の申込みをしているのだという確認をしますので、パスワードは機械としては持っていないとはいけません。ただ、そのパスワードを、システムを管理する人間が誰でも見られるというわけではありません。機械的には照合するためにパスワードを記録しますが、管理をする人間も認知することはできません。
委 員	メールアドレスのパスワードですか、それとも。
I T推進課長	ログインするためのパスワードです。申請者のパスワードは、例えば施設予約を申し込むときに事前にIDとパスワードを取得します。
委 員	それは専用のIDとパスワードですね。
I T推進課長	そうです。そのためのパスワードです。
委 員	それならばいいと思います。メールアドレスが前に書いてあったので、パソコンの本人のパスワードかなと思ってしまったものですから。
委 員	諮問第25号の記録項目の15番の「施設利用目的」で、これは時に思想・信条を侵すものであるという論議も起きるケースがあるのですが、実態はどうでしょうか。
I T推進課長	この「利用目的」というのは、各会議室がパーテーションで区切られているだけの場合に、利用の目的の向き、不向きという場合があります。例えば演劇の練習をする隣で会議をするような場合です。その調整をするために、おおよその利用目的を聞いているだけです。例えば会議とか、ダンスの練習、それから演劇等の練習ということで、会議の中身を問うものではないので、ご心配のような内容を登録するものではありません。
委 員	キャンセルの想定をしていないのですか。要するに予約だけですか。
地域課長	キャンセルも想定しています。その場合に、本人以外の方が勝手にキャンセルをしてしまう恐れもあるので、そういった意味で先ほどのパスワードとか、IDの形で、システム的に行いたいと考えています。
委 員	公会堂も建て直すと、このシステムになるのですか。
地域課長	公会堂は除外しています。
委 員	先ほどのお話では体育施設について、リースの残余の期間が残っているので平成17年からということですが。私は契約のことはよくわかりませんが、それを途中で解約すると、違約金等があるのかもしれませんが、体育施設もこの際、一緒にやったほうが利用者側が非常にわかりやすいのではないかと思います。少なくともこれから拡大をしていくのでしょうかけれども、体育施設だけは制度は別だと。何か問題点はあるのですか、リースの問題だけなのですか。

地域課長	大きく言って2つあります。1つはいま言ったリース期間が残っていることです。現実的にリース期間があと2年半残っているので、2年分のリースの解約料を数千万円単位で、いまの段階では払わなければならないということがあります。そういった意味で、現状の財政状況とか、総合的にどうかというのが1点です。もう1点は、いまの申込方法の中でもいくつか改善すべき点があるという声もありますので、その辺も含めて、これからパッケージを見てやるわけですが、パッケージをどうカスタマイズしていくかというときの、1つの検証の時間も必要だという2点から、2年先に延ばしたところですよ。
委員	検証の期間というのは新しいシステム、制度を入れるときには重要だと思いますが、実際に区民センターとか、会議室とか、児童館の目的外使用とか、これは走りながら検証するわけですよ。
地域課長	はい。
委員	キャンセル料が数千万円かかるのですか。2,000万~3,000万も数千万ですが、5,000万~6,000万も数千万です。
地域課長	そうではないです。具体的には2,000万円ぐらいだと聞いています。
委員	もともと「すぽーつ・ねっと」の契約の代金はいくらぐらいですか。
地域課長	年間1,000万円ぐらいだと聞いています。あと2年間残りますので、その2,000万円分を一気に払えば、その電話応答システムというのはもうなくなるということです。
委員	契約相手方との交渉の中で、キャンセル料を値引きしてもらい、制度を整えて、体育施設も加えたほうが区民サイドから見ても、申込方法が統一できると思います。体育施設だけはあと2年以上残してやるというのは。そういうことは業者とお話しになっているのでしょうか。
地域課長	直接地域課ではなく社会教育スポーツ課のほうが担当ですが、そちらからのお話ですと、先ほど言ったような金額だと部会の中では出されています。
委員	そうすると、平成12年2月1日からスタートしたのですが、そのときには今日このように他の区民センターとか、集会室とか、それがインターネット等で申し込むということは全然予測していなかったから、当時としてみれば社会教育スポーツ課としては先進的なやり方だと思って導入をされたということだと思ふのですが。

地域課長	<p>率直に言って「すば一つ・ねっと」が開始の当時は、そうした市販のパッケージソフトがなく、ここ数年の間に各社から開発されてきました。</p> <p>独自開発になると相当経費もかかりますから、スポーツの申込みをいまの「すば一つ・ねっと」でするときに、当然市販パッケージソフトの選択も視野に入れたと聞いています。ただ、開発経費とか、そのときの技術水準というか、パッケージの中身がまだ要求される水準にまでに、追いついていなかったので、その時点の選択としては電話応答システムにしたということです。</p> <p>ただ、その後のいろいろな技術革新の中で、いいパッケージソフトが比較的購入しやすい、あるいはリースしやすい金額になることが予想されましたので、その時点では、当然そういうものを視野に入れると、そういうまとめ方だったと聞いています。それが5年間ぐらいはそんな形で推移するのではないかと予測したのですが、存外に技術革新が早くて、いいパッケージがもっと早く出来てきたという状況だと認識しています。</p>
委 員	<p>キャンセルとかを別にして、この体育施設の申込みも今回導入されるシステムの中に入れようと思えば入れられるのですね。</p>
地域課長	<p>他の自治体でも採用しています、各社のパッケージの中には、体育施設も当然入っています。ただ、どの程度のカスタマイズをするかというところで違ってきますが、実際に可能であれば、そのパッケージを使って体育施設の申込みもやることは可能です。</p>
委 員	<p>もう1つ確認しておきたいのですが、いま窓口ではさざんカードというカードがありますが、この施設利用の申請者のIDとかパスワードも、どの施設でも共通というような、いわばさざんカード的な形になるわけですよね。</p>
地域課長	<p>そのとおりです。</p>
委 員	<p>利用申請者と団体の代表者の関係なのですが、代表の方が申請者でない場合、他区のほうで領収書が個人名で、団体名でもらえなくて不便だという話を聞いたのですが、使用して何かあった場合の責任者は利用者になるのか、代表者になるのかをお答え願います。</p>
地域課長	<p>これは今回の公共施設予約システムのIT化とは直接関係はないのですが、従来から器物損壊等で賠償していただくときには、代表者の方に通知を申し上げて、団体の中で個人の責任の範囲で判断して、負担いただいているというのが実情ですし、これからもそういったケースについてはそうなるかと思えます。</p> <p>使用料の収納について、今回はいろいろ検討したのですが、結果的には施設の使用日に直接お支払いいただくということになりますので、基本的には団体名の領収書になろうかと思えますが、団体申込みであれば当然団体名という形になろうかと思えます。</p>
会 長	<p>他にございますか。なければ諮問第25号は決定、報告第16号については報告を受けたということにさせていただきます。</p> <p>次に諮問第26号について事務局から説明をお願いいたします。</p>
諮問第26号	

I T推進課長	諮問第26号について説明。
会 長	ただいまのご説明について、ご質問、ご意見等はございますか。
委 員	外から来る收受文書はどう考えているのでしょうか。
I T推進課長	外から来る收受文書も2つあって、1つは自治体同士のLG-WANという統合情報システムがありますが、LG-WANを通したものについては、内部のLANを通して、公文書として收受した形を取ることになると思います。もう1つ、外部からの手紙などについては2つの方法があります。1つはスキャナー等を使ってデジタルデータに変えて文書管理システムの中に入れるもの。原則的にはそういう形になるかと思えます。紙としてそのまま残さざるを得ないものについては、二重の管理になる可能性があります。いまのところそのように予定しています。
会 長	他に何かございますか。特にご意見はないようですので、諮問第26号については決定といたします。 次に報告第17号から報告第19号まで一括して事務局から説明をお願いいたします。
報告第17号・報告第18号・報告第19号	
区長室副参事	報告第17号・報告第18号・報告第19号について説明。
会 長	ご質問、ご意見等はありますか
委 員	(報告第18号・報告第19号について)もうすでに実施されて、テレビのニュースでも出ていたと思いますが、これからこういうことをやるということですか。
区民生活部 副参事	どちらのほうですか。
委 員	「アニメ匠塾」のほうですが、そういうことでよろしいのですか。
区民生活部 副参事	「アニメ匠塾」については、10月15日に開校いたしました。
委 員	ですから、いま、ここで求めているようなことを確認がとれてから、このようなことを記録するのですか。15日に6人か4人がありましたね。
区民生活部 副参事	4人です。
委 員	その人たちについて、このような内容を電子記録するのですか。それとも、もうすでにしているということですか。
区民生活部 副参事	文書ですでにいただいております。その4人の方を選抜するに当たっての、ご本人から提供された文書です。
委 員	ですから、これから電子記録にするのですか。
区長室副参事	電子記録ではなくて、文書でいたします。
委 員	報告第17号についての「事務事業概要等説明書」の中の外部監査人候補者ですが、ここには、「犯罪・違反歴、親族等の状況」と書いてあるのですが、これは本人から調査をするのですか。
総務課長	これについては、犯罪歴等があるかないか、本人から申告いただくということになっています。

委 員	本人が「ありません」と言えば、それまでだということですね。
総務課長	基本的にはそうです。それは信義則で更新をするということです。
委 員	親族が必要なのは、どうしてですか。
総務課長	この「親族等」については、監査する事項によっては、その監査の対象となっている事業に親族等が関わっている場合、監査できないことになっていますので、そうした意味で、こういった状況が必要になってくるということです。
委 員	何名選任するのか分かりませんが、監査事項によってはしょっちゅう替えなければ駄目だということになるのですか。
総務課長	監査については、包括外部監査、個別外部監査の制度があるのですが、区が実施を予定しているのは個別外部監査、いわゆるテーマを選定して、そこで監査をしていただくという制度ですので、その監査のテーマに応じて監査人を選定する。監査人については、その監査すべき事業の対象から見て、これに関わる親族等がいらっしやらないかどうかを判定しながら、監査人を選定していくという形になるうかと思えます。
委 員	このS O H Oのほうは、区内ばかりでなくて、区外からも募集をしているかと思うのですが、いわゆる区外の方々には、どういう形で募集をしたのですか。もう一つ、区外と言われる範囲はどの辺までなのですか。
区民生活部 副参事	入居者については、応募のときに区内外を問わない形で、新聞等で公表し、お知らせしました。また、この種の産業分野の施設の賃貸情報雑誌等にも連絡をして、無料で掲載していただいた経緯があります。その結果、東京、埼玉、千葉、神奈川近辺からご応募いただいた次第です。
会 長	他にありませんか。なければ、報告第17号から第19号まで、報告を受けたことにいたします。 次に、報告第20号と第21号について一括して、事務局から説明をお願いいたします。
報告第20号・報告第21号	
区長室副参事	報告第20号・報告第21号について説明。
会 長	ご質問、ご意見はありますか。
委 員	数字の確認で、ちょっと教えていただきたいのです。報告第20号の特殊疾病のほうですが、どのぐらいの対象数になるのですか。
保健予防課 主任主事	それぞれ合計して、約250名から300名です。
委 員	資料の17頁の「根拠等」のところの「施工規則」は、「工」でなくて「行」ですね。
区長室副参事	失礼しました。17頁の資料の「事務事業概要等説明書」の3段目の「事務事業の概要」の「根拠等」のところですが、最後のほうの「施工規則」の「工」は、「行」のほうです。訂正をお願いいたします。
委 員	ついでに、「目的」のところですが「よ」が抜けています。
区長室副参事	目的の1行目のいちばん右端ですが、「ことにより」の「よ」が抜けておりました。失礼いたしました。

委 員	(報告第21号について)ちょっと分からないのですが、目的が、住宅困窮度の高い方で、その方が使うための車なののでしょうか。それとも、外部の方の使用も認めた駐車場なののでしょうか。
住宅課長	当該の区営住宅の入居者の駐車場ということです。
会 長	配付資料の17頁で、「規模」が抜けています。
区長室副参事	失礼しました。13台分の駐車場です。「13台」というふうにお願いたします。
委 員	それしかないということですね。
区長室副参事	そうです。
会 長	他にありますか。なければ、報告第20号、第21号は報告を受けたことにします。 以上で、諮問第19号から第26号については、当審議会では、諮問のとおり決定ということで、答申することにいたします。事務局のほうで答申案を作成してください。
(答申案作成)	
会 長	皆さんのお手元に答申案が配付されたと思いますが、この答申案でよければ、審議会の答申として決定したいと思います。よろしいですか。
(異議なし)	
会 長	それでは、決定ということにさせていただきます。
委 員	いいのですが、区長は、やはり「宏」のあとに「殿」ぐらい付けてあげたほうがいいのでしょうか。呼び捨てでは、ちょっと区長がかわいそうかなと思ひまして。
会 長	「山田宏あて」ではちょっとひどいですね。「あて」でなくて、「山田宏殿」ですかね。いままで「殿」を付けていたでしょ。
区長室副参事	いままでも「あて」だけでした。
委 員	それなら、前に「山田」さんの名前をもってきて、「区長」というのなら分かりますね。
会 長	これが、公式文書ですか。
委 員	逆にしたらどうですか。「山田宏区長」としたら分かりますね。
会 長	それでは、どうしましょうか。こういう書式だそうなので、いまごろ気が付いたのは、変な話なのですけれどもね。
委 員	会長にお任せいたします。
会 長	それでは検討させていただきます。 以上、決定ということで、あとは事務局で、今のことも含めて、区長へこの決定書の送付をお願いいたします。 最初に席上に配付されておりました、これは「内閣総理大臣小泉純一郎様」となっているのですが、このことについて、事務局からお願いいたします。
区 長 室 長	住基ネットに関する経過報告資料について説明
会 長	ご質問等ありますでしょうか。

委 員	この前の23区の議長会でも同じような意見を、これに関して挙げているのですが、ここにある杉並区の場合の「確固とした個人情報保護のための法制度」という中身と、全体で出していく意見が、どの程度整合性と言いますか、その辺はどう見たらいいのでしょうか。
区 長 室 長	これは議長会の話ですね。
委 員	はい。
区 長 室 長	杉並区議会でどう判断されるかというレベルの話で、区長としては、こういうことをお出ししましたということは、議長にも報告しておりますので、議長のほうで、議長会のほうに、何らかの形で意見反映はなされるのではなかろうかと思います。 特に内容的には、すり合わせする立場にありませんので、是非、杉並区この考え方も参考にさせていただきたいなと期待しております。
会 長	他にありませんか。なければ、報告を受けたことにいたします。 その他、事務局から何かありますか。
区長室副参事	次回の日程ですが、12月20日(金)午後2時から予定させていただきたいと思います。以上です。
会 長	どうもありがとうございました。他にありませんね。本日は、ご多忙のところ、どうもありがとうございました。これで終わります。